

板橋駅前用地（B用地）一体的活用の 都市計画決定等について

板橋駅前用地（B用地）とJR東日本用地の一体的活用事業について、以下のとおり報告する。

1. 都市計画について

（1）決定告示日

- ・平成30年10月11日

なお、都市計画の内容は、告示があった日から効力を生ずる。（都市計画法第20条）

（2）対象の都市計画の種類

- ・東京都市計画地区計画（板橋駅板橋口地区）の決定について
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業（板橋駅板橋口地区）の決定について
- ・東京都市計画高度利用地区の変更について
- ・東京都市計画高度地区の変更について

2. 施行認可に向けた検討

本市街地再開発事業は、JR東日本と野村不動産の2者が共同して行う個人施行による市街地再開発事業である。現在、両名は事業計画の作成に向けた協議をすすめており、年内には事業認可申請をまとめる予定となっている。また、これと並行して、事業区域内に整備する歩道に関する協議を公共施設管理者とも進めている。

3. 検討会の開催

公益施設の内容について、区は関係課による検討会を開催し、野村不動産からの提案内容と区がめざす方向との関係を確認した。引き続き駅前立地を活かす機能や説明会等で頂いた意見、事業収支を考慮しながら検討を進め、来年度の権利変換計画認可の時期を目途に具体案を詰めていく。

4. 今後の予定

年度	都市計画関係	事業項目
<p style="text-align: center;">30 (2018)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画決定告示 (10月) <ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さ、規模、壁面線等 アウトラインの決定 ○事業計画作成 <ul style="list-style-type: none"> ・設計の概要(用途、配置、階数 等の概要)等の決定 ○市街地再開発事業施行認可 【東京都】(1月頃) 	
<p style="text-align: center;">31 (2019)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○権利変換計画作成 <ul style="list-style-type: none"> ・配置設計図(各階平面図の面積、 区画、仕様の確定)等の決定 ○権利変換計画認可【東京都】 	
<p style="text-align: center;">32 (2020) 以降</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○建物の着工 <ul style="list-style-type: none"> ・内装工事 ○建物の竣工